

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第三課

1. 案件名（国名）

国名：スリランカ民主社会主義共和国

案件名：海上安全能力向上計画

The Project for the Maritime Safety Capability Improvement

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における海上保安セクターの現状と課題

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「当国」という。）はインド洋上の島国であり、マラッカ海峡を經由して中東地域を結ぶ我が国にとっても重要なシーレーン上に位置している。国土面積は6.5万km²と北海道の約8割ほどであるが、1,340kmに及ぶ海岸線と2.1万km²の領海、51.7万km²の排他的経済水域を有しており、海運、漁業、観光等の海洋に関連する産業がGDPの概ね5割を占める。内戦終了後の安定した経済成長に伴い、当国がシーレーン上の拠点としての役割を増す中、今後、海上の治安維持や災害、事故からの救助対策等の重要性もより増してくると考えられる。他方で、当国が現在保有している巡視艇の多くは小型ボート（13～14m級）で隻数も少なく、全長20m以上の船は北部地域に配備されていることから、南部においては、貨物船等が航行するシーレーンが位置する沖合まで出航可能な船舶が不足している。また、現在、南部における哨戒業務可能範囲は海岸から24海里（約44.4km）に留まっている。かかる点から、より安定した海上安全のため、当国関係機関の体制、能力強化が喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における海上安全セクターの開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

2015年1月に発足した新政権では、前政権と同様、当国を南アジアにおける海事、空港、商業、エネルギーのハブとして、戦略的に重要な経済センターに位置付けるとともに、船舶航行の安全確保、海賊・越境犯罪対策、海洋環境・資源の保全等の重要性をマニフェストや主要演説等で謳っている。かかる背景の下、当国政府は海上保安能力の強化の一環として、スリランカ沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard。以下「SLCG」という。）の強化に努めており、2012～2016年の5カ年を対象とした行動計画において、海上パトロール、捜索救助、沿岸警備、人命救助、海洋環境保全（油流出の事故対応等）といった分野を強化対象として掲げている。

(3) 海上安全セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置づけ

国家安全保障戦略（2013年12月閣議決定）では、我が国がとるべき戦略的アプローチとして、ODAのさらなる戦略的活用や、「開かれ安定した海洋」の維持発展に向けたシーレーン沿岸諸国の海上保安能力向上が掲げられている。また、2013年3月の日本スリランカ共同声明において日本政府による海上保安能力強化への支援を表明し、2014年9月の共同声明において、我が国が巡視艇供与を視野に入れた調査を実施する旨表明、更に2015年10月の両国間の包括的パートナーシップに関する共同宣言では、日本が引

き続き当国の海上保安能力向上に協力していく旨表明した。2015年度開発協力重点方針では、南アジア地域向け支援の重点課題として「海上の安全確保に向けた支援」が掲げられている。

対スリランカ国別援助方針においては、「我が国にとって海上輸送路の確保や、南アジアのみならず中東・アフリカ諸国との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する」、「紛争後の同国の国民和解に向けた取組と経済・社会発展を促し、南アジア地域全体の民主主義の定着と安定に大きく寄与すると共に、海上輸送路の安定にも貢献するという観点からも意義がある」として、海上輸送路の確保及び安定の重要性を強調している。また、対スリランカ JICA 国別分析ペーパーにおいては、「成長のための経済基盤整備」、「脆弱性軽減のための社会基盤整備」が重点開発課題であると分析しており、本事業は、これら方針・分析に合致する。

(4) 他の援助機関の対応

2009年のSLCG設立以降、他国からの支援による巡視艇供与はない。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、SLCGに対し巡視艇を整備することにより、当国沿岸部における海難援助、海上犯罪の予防・鎮圧に向けた法執行能力の向上、船舶からの油等の流出事故対応等の海上安全能力の強化を図り、もって当国沿岸域の海上安全の向上に寄与する。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

スリランカ全域

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容：

巡視艇 2 隻（全長約 30.0m、幅 5.8m、深さ 3.0m、喫水約 1.2m、排水量約 100 トン、最大船速 27.0 ノット以上、船舶距離 750 海里、乗組員 12 名、海難救助者収容 10 名）

2) コンサルティングサービス/ソフトコンポーネントの内容：

詳細設計及び調達・施工監理に係るコンサルティングサービス。ソフトコンポーネントは実施しない。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 18.35 億円（概算協力額（日本側）：18.30 億円、スリランカ側：0.05 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2016年6月～2018年2月を予定（計21ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

スリランカ沿岸警備庁（Sri Lanka Coast Guard：SLCG）

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進

特になし。

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）

特になし。

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

油防除に係る技術指導を行うための短期専門家「海上防犯対策及び海洋環境保護能力強化アドバイザー」を実施中（2015年1～2月第一次派遣、2016年1～2月第二次派遣）。

(9) その他特記事項

特になし。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

必要人員の確保。

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

特になし。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

ジブチ国「タジュラ湾海上輸送力増強計画」の事後評価では、準備調査段階でジブチ側の維持管理予算確保の確認を行ったものの、運航開始後4年を経過した時点で当初調達した消耗予備品が尽き、予算不足により一時的にスペアパーツを購入できなくなり整備作業に支障をきたしたことが、本邦で保守維持管理の研修を受けた船員のその後の転職・退職で技術レベルの継承に問題があることなどが指摘された。

(2) 本事業への教訓

本事業では、これら教訓を生かし、協力準備調査において船舶の維持管理に係る必要予算が確保され、将来にわたり国防省から承認・支払われること、調達する船舶の運用・維持管理に必要な人員を確保することを現地調査時の合意文書で確認し、国防省次官補及びSLCG長官の署名も取得している。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

当国は、自然災害等による海難事故が度々発生しており、人間の安全保障の観点から、個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要である。当国は我が国の重要な我が国の重要なシーレーン上に位置し、またソマリア沖海賊対策のために派遣する海上自衛艦の補給が当国沖にて行われている。当国の海上安全能力の強化は、当国が責任を担う船舶航行の安全確保、海賊・越境犯罪対策、海洋環境・資源への対応といった人道上のニーズからも我が国政策と合致している。

(2) 有効性

1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値※ ¹ (2014 年度実績値) | 目標値※ ² (2020 年度) 【事業完成 3 年後】 |
|---|-----------------------------------|--|
| 哨戒業務実施範囲 (海里) ※ ³ (係留基地からの往復) | 約 300 海里 (海岸から 24 海里以内) | 約 750 海里 (海岸から 50 海里) |
| 哨戒業務実施年間日数の割合 (哨戒業務範囲までの出動) | 約 30% | 80%以上 (堪航性の向上による) |
| 油水回収能力 (m ³ /時間/隻) | 0 | 約 15m ³ /h/隻 |

※1：基準値は SLCG が現在西部と南部地方本部に配備している巡視艇（全長約 15m）によるもの

※2：目標値は本事業により整備する巡視艇（全長 30m 級）によるもの

※3：「哨戒業務範囲」は、シーレーン沖合までの距離（海岸から 50 海里）を含む。

2) 定性的効果

①スリランカ沿岸域において、迅速かつ的確な海難救助や、密輸、密漁、密航等の海上犯罪予防に寄与する。

②スリランカ沿岸域において、船舶からの油等流出事故被害拡大の抑制、海洋環境・資源の保護に寄与する。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2) 1)のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

事後評価 事業完成 3 年後

以 上